

事前申請から承認までの流れ

【しまね電子申請サービス利用の場合】

1. 申請書提出(申請者→介護保険課)

- ・電子申請を行うと、認証したメールアドレスに申請を受理した旨の自動送信メールが届きます。
- ・介護保険課職員が申請書類の確認を行うまでは、申請状況が「未処理」と表示され、審査が開始すると申請状況が「処理中」に変わります。
- ・申請した書類が「処理中」になるまでは、申請者画面から申請の取り下げを行うことができます。
- ・自動送信メールは、申請時以外にも「差し戻し」「取り下げ」のときに届きます。
- ・申請書提出日＝承認通知日ではありません。承認通知日は松江市から郵送する承認通知書でご確認ください。

2. 審査(介護保険課)

- ・申請内容について確認が必要なときは、介護保険課から電話で連絡があります。
(アップロードしたファイルの不備や、画像に不鮮明な箇所があるなど)

3. 申請内容の訂正

- ・申請状況が「処理中」となるまでは申請者側からの「取り下げ」ができます。
取り下げ後、再度、新規申請を行ってください。
取り下げた申請自体を修正することはできません。複写機能を利用することで再入力の手間を省略することができます。
- ・申請状況が「処理中」になると申請者側からの取り下げができなくなります。
介護保険課に連絡し、「差し戻し」の依頼をしてください。
差し戻し確認後、再度、新規申請を行ってください。
- ・介護保険課からの依頼などにより、申請した内容の一部を訂正したり、平面図や写真などの追加を行う場合は「【介護保険課】住宅改修・福祉用具の訂正書類の再アップロード」フォームから申請(提出)することができます。
電子申請を利用せず、紙の書類を窓口に持参していただくこともできます。

4. 承認通知書の発送(介護保険課→被保険者)

- ・審査後に松江市から被保険者へ承認通知書を郵送します。
- ・住宅改修工事において、承認通知日より前に着工されたときは、住宅改修費の支給はできません。
- ・福祉用具販売において、承認通知日より前に購入されたときは、受領委任払い制度の利用ができません。償還払いで支給申請をしてください。

【しまね医療情報ネットワーク（愛称：まめネット）利用の場合】

1. 申請書提出(申請者→介護保険課)

- ・介護保険課で受付後、受理した旨のメールを送付します。
- ・17 時15分以降の申請は、申請日の翌日が受付日になります。
- ・申請書提出日＝承認通知日ではありません。承認通知日は松江市から郵送する承認通知書でご確認ください。

2. 審査(介護保険課)

- ・申請内容について確認が必要なときは、介護保険課から電話で連絡があります。
(アップロードしたファイルの不備や、画像に不鮮明な箇所があるなど)

3. 申請内容の訂正

- ・申請内容に不備などがあり、書類の訂正や追加が必要になった場合は、再度まめネットから申請を行うか、紙の書類を窓口を持参してください。

4. 承認通知書の発送(介護保険課→被保険者)

- ・審査後に松江市から被保険者へ承認通知書を郵送します。
- ・住宅改修工事において、承認通知日より前に着工されたときは、住宅改修費の支給はできません。
- ・福祉用具販売において、承認通知日より前に購入されたときは、受領委任払い制度の利用ができません。償還払いで支給申請をしてください。